

添付書類－ 2 監視計画

当初申請時に事前評価を初期的評価で行った。この事前評価に基づき、監視項目、監視方法、監視頻度を次のように定める。

監視項目		監視方法	監視頻度
海洋投入 処分の 実績	海洋投入処分量・処分箇所	排出船に常備されている排出記録簿に基づき実績量（投入量 ^{※1} ・投入場所）を記載する。	1回毎の投入記録を整理し、許可有効期間中1年に1回の頻度（各年次の海洋投入完了後（9～10月））で集計する。
	処分された一般水底土砂の判定基準への適合状況	許可有効期間中1年に浚渫土砂を1回採取し、判定基準の項目についての分析を行う ^{※2} 。浚渫土砂の海洋投入は、採取した土砂が環境基準を満足していることを確認した上で海洋投入する。	許可有効期間中1年に1回の頻度（4月～5月）で実施する。
海域の 状況	事前評価の際に現状の把握を行った全ての項目について、当該把握をした現況からの変化が生じているか否かについて把握する。	初期的評価を実施する際に設定し、現況の把握を行った項目について、文献その他の資料の継続的収集・整理、並びに専門家等からの継続的な聴取により確認する。	3年次海洋投入完了後に1回、海洋投入終了後に1回（最終年次の海洋投入完了後（9～10月））実施する。

※1 投入量の具体的監視方法

使用するガット船の容量を事前に計測しておき、浚渫土砂の積込み完了後、スタッフで土砂面の検尺を行い、積込数量を確定し記録する。

※2 判定基準への適合を確認するサンプル数

浚渫する土砂へ影響を及ぼす開発等は計画されていないため新たな汚染の懸念が無く、判定基準への適合確認ができていない区域の土砂を浚渫することは無い。また、浚渫予定地周辺の流入河川からも経年的に有害物質が確認されていない（添付資料-2）ことから、処分される一般水底土砂の性状は物理的にも化学的にも一定であり、申請時における分析結果と相違ないと考えられる。それを確認するために、1年毎に浚渫土砂を1地点、1回採取し、1サンプルを得て分析する。

海域への排出状況は排出時に写真で記録し、監視報告に添付する。

海洋投入処分の実績の監視報告は、下記単位期間毎に排出が終了後、遅滞なく環境大臣に報告する。

- ・1年次・・・平成26年4月1日～平成27年3月31日
- ・2年次・・・平成27年4月1日～平成28年3月31日
- ・3年次・・・平成28年4月1日～平成29年3月31日
- ・4年次・・・平成29年4月1日～平成30年3月31日
- ・5年次・・・平成30年4月1日～平成31年3月31日

一般水底土砂の判定基準への適合状況は判定基準の項目により実施するが、トリブチルスズ化合物については、生物による摂取と濃縮があるため最終的に人体に影響する可能性があることから、含有量についても分析し、監視報告に記載する。

海域の状況は中間的な監視報告として3年次海洋投入完了後に、総括的な監視報告として最終年次（平成30年4月1日～平成31年3月31日）に海洋投入処分の実績に関する報告と合わせて実施する。

海域の状況の監視において、文献その他の資料の継続的収集・整理、並びに専門家等からの聴取を実施しても排出海域の状況が把握できなかった場合には、当該海域における現地調査を実施する。